

障害者差別解消法に基づく対応要領案に対するご意見とその対応

独立行政法人国立科学博物館では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条に基づき、「独立行政法人国立科学博物館における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（以下「対応要領」という。）の原案を作成し、対応要領を定める上での参考とするため、パブリックコメントの募集を行いました。

本件につきまして、平成 28 年 1 月 22 日から同年 2 月 21 日までの間、ご意見を募集いたしました。お寄せいただきましたご意見と、それに対する当館の対応、考え方につき以下のとおり取りまとめましたので、公表させていただきます。

○対応要領案に対するご意見とその対応

当該箇所、ご意見の概要	当館の対応、考え方
<p>(別紙)</p> <p>第 4 の 5</p> <p>「5 科学博物館がその事務又は事業の一環として実施する事務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。」</p> <p>第 5</p> <p>「第 5 過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。」</p> <p>・意見内容</p> <p>法的に合理的配慮が課せられ、配慮出来るできないの争点となる過重な負担についての説明を求められる場面において、「理解を得るよう努めることが望ましい」とすれば、努める義務を果たそうとしないのかと捉えられかねない。</p> <p>よって、「ことが望ましい」を削除し、せめて「<u>努めること</u>」とするべきである。</p>	<p>政府の基本的考え方を示す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）の記載ぶりと整合を図っており、原案の記載のままとします。なお、「望ましい」の考え方については、別紙第 2 に以下のとおり追記いたします。</p> <p>「なお、上述における「望ましい」とは、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。（以下この別紙において同じ）」。</p>